

# 「香港ブックフェア2020」出展等業務プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

「香港ブックフェア2020」出展等業務（以下「本件業務」という。）

### (2) 目的

本件業務は、香港ブックフェア2020のジャパンパビリオンへ出展し、鳥取県との間に定期航空路を有する香港及びその周辺地域での「まんが王国とっとり」の認知度の向上及び本県への観光誘客促進を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添1「香港ブックフェア2020出展等業務委託仕様書」のとおり

### (4) 契約期間

契約締結日から令和2年11月30日まで

### (5) 委託料限度額

金5,400,000円（税込み）

## 2 提案の募集方法及び時期

### (1) 募集方法

公募型プロポーザル方式

### (2) 募集時期

令和2年1月30日（木）から2月28日（金）まで

## 3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 過去3年間に、民間企業、官公庁等から、本件業務（イベント企画・設営・運営・プロモーション等）と同様の業務の受注実績を有すること。

(4) 令和2年1月30日（木）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 令和2年1月30日（木）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 4 募集方法

本プロポーザルの実施要領（以下「実施要領」という。）をインターネットのとりネット交流人口拡大本部観光交流局まんが王国官房ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/mangaoukoku/> に掲載する。

(1) 掲載期間 令和2年1月30日（木）から2月28日（金）まで

## 5 参加申込

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

### (1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

イ 会社概要資料（様式自由） 1部

### (2) 提出期間及び時間

令和2年1月30日(木)から2月26日(水)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和2年2月26日(水)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

### (3) 提出方法

送付、持参、ファクシミリ又は電子メールによること。ただし、送付する場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

### (4) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

## 6 質問

- (1) 質問がある場合には、質問内容を明確に記載し、令和2年2月19日(水)午後5時15分までに電子メール(様式自由)で質問すること。
- (2) 電子メール以外では受付しない。
- (3) 質問への回答は、質問した者に電子メールで返信し、併せてホームページに掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類(A4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする。))枚数・様式自由)

ア 企画提案の理念、基本方針

イ 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法

ウ 業務実施体制

エ 類似業務の受注実績

※同レベルの業務受注実績を記載すること

※直近の実績を優先して記載すること

オ 見積書

カ ア～オ一式をPDFファイルに変換し、同ファイルを記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R)を合わせて提出すること。

- (2) 提出部数 正本1部、副本4部
- (3) 提出期限 令和2年2月28日(金)
- (4) 提出方法 送付又は持参(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)
- (5) 提出期間及び時間

令和2年1月30日(木)から2月28日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、令和2年2月28日(金)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

- (6) 提出された書類は、返却しない。

## 8 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県交流人口拡大本部観光交流局まんが王国官房

電話 0857-26-7232

ファクシミリ 0857-26-8307

電子メール mangaoukoku@pref.tottori.lg.jp

## 9 審査について

- (1) 審査方法

提出された企画提案書等を別添2「業務委託プロポーザル審査要領」に基づき審査を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

審査は書類審査とし、提案者によるプレゼンテーションは行わない。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

(2) 審査結果の通知

審査結果は文書で提案者全員に通知する。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 各提出物等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

## 10 契約の締結

(1) 9の(1)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9の(1)により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

(2) 受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 11 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 12 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が本件業務の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、県は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

### 13 実績報告

受託者は、本件業務が終了した場合は次の（１）から（４）までの事項を内容に含む実績報告を作成し、県に提出すること。

- （１）本件業務名
- （２）契約期間
- （３）運営記録
- （４）その他本件業務の履行内容が分かる資料

### 14 その他

#### （１）提案書の無効

３の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

#### （２）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

#### （３）著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（４）受託者については、報道機関への資料提供等により、企業名、企画提案内容等を公表することがあるので、それを了解の上、本プロポーザルに参加すること。

（５）提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

（６）鳥取県議会令和２年２月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、本プロポーザル方式による契約は締結しない。

#### （７）主なスケジュール

令和２年１月３０日（木）	プロポーザル公告
２月１９日（水）	質問の提出期限
２月２６日（水）	参加申込書の提出期限
２月２８日（金）	企画提案書の提出期限
３月上旬	審査結果通知
４月 １日（水）	契約締結